

こ未第354号-1  
令和2(2020)年5月5日

各認定こども園設置者 様

佐賀県こども未来課長

新型コロナウイルス感染症対策のための認定こども園の対応に  
ついて (通知)

新型コロナウイルス感染症対策のための認定こども園(1号認定)に係る臨時休業については、令和2年5月10日(日)までの延長要請となっていましたが、政府における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改訂を受け、県立学校の臨時休業の期間が令和2年5月13日(水)までとされ、5月14日(木)から再開されることとなりました。

これに伴い、各市町教育委員会等においても学校再開の参考とすることとされています。

認定こども園の1号認定に係る部分においても、地域の感染状況に応じた休業の継続から、感染予防に配慮した上での自主登園への移行など、段階的に学校教育活動を再開いただくようお願いします。

また、園での感染症対策については、手洗いの励行や配膳の工夫、登園・降園の分散など、別添の文部科学省のQ&Aを参考に組み合わせていただくようお願いします。

なお、一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、必要な者に保育が提供されるよう、居場所の確保に向けた取組を引き続きお願いします。

新型コロナウイルス感染症への対応については、医療従事者等の子どもの預かりの拒否や誹謗中傷、いじめが起きることがないように、引き続き十分な配慮をお願いします。

<問い合わせ先>

佐賀県 男女参画・こども局 こども未来課  
保育幼稚園担当

TEL : 0952-25-7382 FAX : 0952-25-7339

E-Mail : hoikuyouchien@pref.saga.lg.jp

令和2年5月5日

佐賀市内保育施設をご利用の保護者様

佐賀市長 秀島 敏行  
(公印省略)

### 家庭保育の協力要請期間の再延長について

日ごろより本市の保育行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

国の緊急事態宣言に伴う本市から保護者の皆様への家庭保育の協力のお願いにつきましては、多くの方々にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、県立学校及び市立小中学校につきましては、臨時休業の期間が令和2年5月13日(水)まで再度延長され、同月14日(木)から再開されることとなりました。

このことを受け、佐賀市内保育施設における家庭保育の協力要請期間につきましても、下記のとおり、更に令和2年5月13日(水)まで延長し、同日をもって終了する予定といたします。

保護者の皆様にはご負担をお掛けしますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 家庭保育の協力要請期間

令和2年4月21日(火)から同年5月13日(水)まで

#### 2 留意事項

協力要請の対象や保育料の取扱いについては、前回と変更はございません。

##### (1) 協力要請の内容

市内保育施設は原則開所しており、保育の必要性のある方は利用できます。

ただし、次に掲げるご家庭におかれましては、家庭保育(登園自粛)にご協力いただきますようお願いいたします。

- ①求職活動中、育児休業中で、自宅での保育が可能なお家庭
- ②自営業や農業等で、自宅での保育が可能なお家庭
- ③勤務先の休業等により保護者が在宅されているご家庭
- ④親族等に預かりをお願いできるご家庭

##### (2) 保育料の取扱い

協力要請の期間中、家庭保育(登園自粛)を行われた場合は、日割り計算により減額します。

【問合せ先】 佐賀市役所 保育幼稚園課

入所・入園係 TEL: 0952-40-7286

幼保事業係 TEL: 0952-40-7294

幼保支援係 TEL: 0952-40-7290